

愛知県公立大学法人の第三期中期目標期間の業務実績見込評価実施要領 (案)

1 趣旨

愛知県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の第三期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価方針

見込評価は、次に掲げる方針により行う。

- (1) 大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、大学改革の推進に向けた継続的な質的向上に資する。
- (2) 中期計画に定めた項目ごとの具体的な実施状況について調査・分析し、進捗状況等の達成度見込を踏まえた業務全体を評価することにより、業務運営の改善・充実、組織・業務の見直し、予算要求及び第四期中期目標、中期計画の策定等に資する。
- (3) 評価の過程を通じて、法人の業務達成に向けての取組、進捗状況を明確にすることにより、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

3 評価方法

見込評価は、中期計画の大項目を単位として、中期目標に対する達成見込状況を確認する「項目別評価」と、その結果等を踏まえつつ、事業活動全般、業務運営（財務、人事等）などの法人の活動全体について評価する「全体評価」により行う。

見込評価の実施にあたっては、法人が中期計画の項目ごとに業務実績を記入し、その進捗状況を法人自らが評価した業務実績見込報告書（以下「報告書」という。）を作成し、評価委員会に提出する。

評価委員会は、報告書に基づき法人からヒアリングを行い、調査・分析し評価する。

なお、戦略性が高く意欲的な計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。

① 項目別評価

当該中期計画に定める各項目について、その実施状況及び実施見込みを確認することにより、当該中期目標の達成見込を確認し、以下のア～ウ

により評価する。

なお、「教育研究等の質の向上に関する目標」に関する項目については、法人は、中期計画の項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況及び今後の見込みを記述式により記載し、評価委員会はその確認を行うこととする。

ア 法人による自己点検・自己評価

法人は、報告書において中期計画の小項目ごとに、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績についてⅠ～Ⅳランクの4段階で評価し、計画の実施状況、実施見込状況及び判断理由を記載する。

また、大項目ごとの特記事項に法人として特色ある取組や大学運営を円滑に進めるための工夫などアピールできる事項等を記載する。

ランク	評価基準
Ⅳ	中期計画を上回って実施する見込みである。
Ⅲ	中期計画を十分に実施する見込みである。
Ⅱ	中期計画を十分には実施できない見込みである。
Ⅰ	中期計画を実施できない見込みである。

イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

中期計画の小項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成見込状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。

また、必要に応じて、特筆すべき点や達成できない見込みである点についてコメントを付す。

ウ 評価委員会による評価

小項目ごとの評価結果と特記事項の記載に基づき、大項目ごとに見込まれる達成状況について、S、A、B、C、Dランクの5段階で評価する。

法人が中期計画で設定した「重点的計画」については、小項目ごとの評価結果において項目数を2倍にカウントする。(別紙参照)

ランク	評 価 基 準
S	中期目標の達成見込状況が非常に優れている。 (評価委員会が特に認める場合)
A	中期目標の達成見込状況が良好である。 (すべてⅢ～Ⅳ)
B	中期目標の達成見込状況がおおむね良好である。 (Ⅲ～Ⅳが9割以上)
C	中期目標の達成見込状況が不十分である。 (Ⅲ～Ⅳが9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項があると見込まれる。 (評価委員会が特に認める場合)

② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、事業の実施状況、業務の運営状況など、法人の活動全体について記述式により評価する。

4 報告書の提出

報告書は、別紙様式により、第三期中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出する。

5 評価結果

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。
- (4) 知事は、前項の報告を受けたときは、議会に報告する。

「重点的計画」を踏まえた評価について

愛知県公立大学法人の第三期中期目標期間の業務実績見込評価実施要領3、①、ウに定める重点的計画に関する評価の具体例

大項目①の中に小項目数が9項目あり、その3項目が「重点的計画」であった場合

大項目①		評価結果	重点的計画を反映した項目数
1	小項目ア【重点的計画】	Ⅲ	2
2	小項目イ	Ⅲ	1
3	小項目ウ【重点的計画】	Ⅳ	2
4	小項目エ	Ⅲ	1
5	小項目オ【重点的計画】	Ⅲ	2
6	小項目カ	Ⅲ	1
7	小項目キ	Ⅲ	1
8	小項目ク	Ⅲ	1
9	小項目ケ	Ⅱ	1
		合計	12

以下のとおり評価結果が異なることとなる。

	重点的計画を踏まえない場合		重点的計画を踏まえた場合
小項目数	9	⇒	12
Ⅲ又はⅣの項目数	8		11
Ⅲ又はⅣの割合	$8/9 = 88.9\%$		$11/12 = 91.7\%$
大項目の評価結果	ランクC 「中期目標の達成見込状況が不十分である。」		ランクB 「中期目標の達成見込状況がおおむね良好である。」